

令和2年第10回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年10月23日 開会

令和2年10月23日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



令和2年第10回教育委員会定例会

令和2年10月23日（金）  
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第40号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年10月分）について  
報告第41号 新たな交通体系（案）について  
報告第42号 令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況（9月末まで）
- 5 議案審議  
議案第15号 新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部を改正する規則について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史  
新 田 右 子  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和2年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

令和2年9月19日から本日10月23日までの行事をまとめておりますのでご説明を申し上げます。まず9月19日から21日ですが、第17回全日本少年軟式野球北海道予選会が本町及び砂川市、深川市で開催されました。新十津川中学校、滝川開西中学校合同チームが出場し、惜しくも準決勝で苫小牧市立青翔中学校に2対0で敗れ、全道ベスト4となっております。続きまして、9月23日から27日の期間、古本リサイクル市を図書館で開催いたしました。例年、1日開催でありましたが、このコロナの関係で密にならないよう配慮するため5日間の開催となりました。延べ626人が来場しまして、展示冊数が6,069冊のうち57.9%にあたる3,513冊の本が新たな持ち主の手に渡りました。続きまして、10月3日、ゆめりあでスポーツ講演会を開催いたしました。講師にはスポーツ雑誌「Number」などで活躍する新十津川町出身のスポーツライター矢内由美子氏を招聘し、豊富な取材のエピソードを交えながらスポーツの魅力など講話をいただき、約170名の方々が熱心に耳を傾けておりました。続きまして、10月8日ですが、熊田町長、久保田教育長、新十津川農業高校教育振興会安中会長が、新十津川農業高等学校改築要望書を北海道教育委員会教育長へ提出しております。同じく10月8日、令和3年度の就学時健康診断で、来年4月の新入学予定児童を対象に56人、男の子が23人、女の子が33人、ゆめりあにおいて内科、歯科健診、視力検査などの就学時健康診断を行いました。

次に資料に記載はございませんが、スポーツ少年活動等についてご報告いたします。

まず、9月12日から21日に中北空知少年野球大会が滝川少年野球場で開催され、新十津川町中央野球スポーツ少年団ホワイトベアーズが見事優勝いたしました。また、スラックラインの全国大会フルコンボジャパンカップの女子のハイクラス部門で新十津川中学校の山森さほさんが初優勝に輝き、同じく村本美菜さんが5位に入賞しております。

続きまして、9月29日の学校給食で最高でありますA5ランクの町内産の黒毛和牛を使用した焼肉丼を子どもたちに提供いたしました。この給食は、新型コロナの影響で消費が落ち込む道産牛肉を学校給食に活用する道の事業の一環として提供いたしました。

また、昨日22日にも町の独自の事業で町内産の牛肉を使用したビーフハヤシライスを提供しております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告で補足説明をさせていただきます。全日本春季軟式野球北海道予選会の会場は、新十津川町がふるさと球場とピンネスタジアム2か所と砂川市営球場と深川市営球場で、4か所で行いました。滝川市の市営球場は高校野球の新人戦の地区予選を行っておりましたので、新十津川町が本会場で町長が今年の場合大会長として行っております。

10月8日の新十津川農業高校の改築要望の内容につきましては、先月の教育委員会定例会で要望書について、教育委員さんにお目通しをいただいているところでございます。その要望内容については、出来る限り取り組んでいきたいというご挨拶をいただいた中で1点、新型コロナウイルスの感染症防止ということで、新築するにあたり、エアコンを全教室に付けていただくことはどうでしょうかと要望させていただきましたが、やはり新築だけを全教室付けるということにはならず、既存にある学校も付けなければならないという公平な考えがありますので、その中で保健室には付けたいという回答はいただいております。やはり体育の授業で、暑さ、熱中症防止で不足する対策についての部分は、保健室に行くということが大切だと思います。そして、教室については網戸を設置することで考えているということでございます。全道、全ての教室にエアコン付けるとなると、学校数も多く経費が掛かるとのことでございます。また、野菜や加工品などの即売などで、地域の町民とふれあうことができるスペース等を作っていたきたいということで要望しておりますが、そのようなことも大切なことだと思っております。道財政も厳しいものがあるのでご理解をいただきたいということでした。要望内容については以上でございます。今ほど行事報告の説明が終わりましたけれども、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第40号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年10月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の3ページをお開き願います。小学校、中学校ともに10月までの異動はございませんでした。小学校305人、中学校161人、合わせて466人の在籍となっております。以上、報告第40号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第40号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第40号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第40号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年10月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第41号新たな交通体系(案)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、続きまして議案書の5ページから7ページになります。内容の説明を申し上げます。なお、資料としてカラー図面も添付しておりますので、後ほど見ていただくこととなります。新十津川町の公共交通につきましては、現在中央バスが滝川北竜線、滝川浦臼線、ふるさと公園線、滝新線を運行しているほか、地域公共交通として乗合タクシーと乗合ワゴンが運行されております。このほか、ゆめりあ部会の送迎バス、高齢者の無料巡回バス、あとスクールバスが町内を運行しているという状況でございます。

今回、新たな交通体系ということで、この公共交通につきましては、町長部局の総務課担当で進めている部分ですが、今回、教育委員会の事務局にも説明がございました。

その説明になりますが、課題としまして、中央バスの路線が利用者が大幅に減少している、また、運転手の不足により廃止に向けた申出を受けているという状況でございます。以前は、北竜線は国や道の補助を受けておりました。ただ、利用人員が基準を下回ったということで補助が受けられなくなり、沿線自治体の補助が増加しているという状況です。滝川浦臼線につきましては、令和2年度から国の補助要件に満たなくなっておりまして、町の負担の増が予想されております。また、数年後には道の補助金も受けられない可能性があるという状況でございます。沿線自治体においても、本町同様に代替交通を検討しなければならないという時期に来ているという現状でございます。それで、新交通体系の検討の方向性として、次の4つを現在のところ想定しているというところでございます。1つ目は、公共交通体系の再編で、中央バス運行の滝新線につきましては、町の負担なく国と道の補助だけで運行しており、その路線の滝新線を残してそれ以外の路線については見直して、新たな交通体系を再編成しなければならないというところでございます。2つ目は、役場新庁舎ができますので、それをターミナル化して新庁舎を待合所として使用できる造りにしておりますので、滝新線については継続して運行できる形となる。役場にターミナル機能を持たせるというのが2つ目でございます。3つ目ですが、効率的な運行として、現行では地域公共交通の施策、福祉の施策として、ゆめりあ部会の送迎、高齢者無料バスの巡回、あるいは教育施策としてのスクールバスの運行がありますが、これら3つの目的によってそれぞれ運行している交通手段を再編するというところで、今あるこれらの交通資源を有効活用していくという考え方でございます。

スクールバスを活用しながら運行の効率化を図りまして、また、スクールバスが運行しない時間帯は乗合バスの運行を検討するというところで、スクールバスの活用を考えていくということが3つ目でございます。4つ目は、バス業界の人材不足でございますので、そのことを考慮した運行形態で考えていかなければならないというところでございます。新公共交通の体系においても、人手を考慮した効率的な運行形態を検討していかな

なければならないということが、新交通体系の検討の方向性となっております。そこで、新交通体系の概要図としていただいておりますのがカラー刷りのものです。これはまだ案の状況ですので、決まったものではございません。ただ、先ほど申しあげました効率的な運行という部分を考えながら、スクールバスも活用するという考え方で案を作っているものです。朝便の徳富方面、総進方面の運行につきましては、スクールバスに一般の町民も混合乗車するという考え方、花月方面、大和方面は、スクールバスと乗合バスを2本走らせるという考え方で進めるという1つの案でございます。続いて、次のページで9時と13時のお昼、学校時間内は、スクールバス以外のもので対応し、町内を2方向でぐるりと回るといった案でございます。これについても、まだ決定したものではありません。続いて、帰りの便ですが、これについてもスクールバスを利用しながら、一般町民も一緒に乗るといった考え方、最終便については、スクールバスではなく公共交通のバスを利用するというのが、次のページの資料です。また、最後の資料が、滝川市と新十津川町を結ぶものについては、中央バスがこれまでどおり運行するという中で、それぞれ調整しながら効率的な新交通体系を考えていきたいというのが現在のところの案でございます。このような案で、教育委員会の事務局へ話がいったところでありました。

ただ、この案の場合には少し課題があり、7ページの5の新公共交通体系でのスクールバス登校便の影響で、先ほど朝の便については、徳富方面と総進方面、ふるさと公園方面の登校便のスクールバスに一般の方も乗せる形を考えているというお話をさせていただきましたが、その場合に、子どもたちの乗車時刻が15分早くなる。現行で言いますと、徳富方面では7時25分の乗車が7時10分の乗車になる。それと乗車時間が5分間延びる。この表では、1番右の欄、30分の乗車時間が35分になるとともに学校への到着時刻が10分早まるという影響が出てまいります。このような内容を現在のところ、総務課の公共交通の担当から聞いているところで、今後いろいろな方面の意見を伺っていくと聞いております。小中学校の保護者、ゆめりあ部会等の団体について、公共交通、新公共交通の体系案を提示しながら、意見を求めていきたいということでございます。それです10月27日に、西部方面、総進方面の保護者に対して、意見を伺う意見交換会を開催するというようになっております。10月27日の午後6時半、改善センターで実施するということです。小中学校についても担当者が行って校長先生とお話しております。教育委員会、小中学校等も同じですが、児童生徒の乗車時刻が早まる、乗車時間が延びるということについては、児童生徒の負担が増えるという話をさせていただいておりますし、児童生徒と保護者を含めて、朝の生活リズムが変わってしまうことについては、あまり好ましくないというような意見は学校からもございました。また、児童生徒が学校に早く到着することで、先生が出勤前ですので、児童生徒の安全管理体制に検討が必要であるということについても伝えさせていただいております。そのようなことで、今後意見を聞きながらこの案を、修正するなり固めるなりしていく形となりますが、現在のところは、このような案で保護者等にお示しし、まずは意見を伺っていくという流れになっておりますので、今回、教育委員の皆様にも報告をさせていただいたということでございます。以上、報告第41号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

#### ◎久保田教育長

事務局長から説明がありましたように、児童生徒の乗車時間が早くなる、乗車時間が長くなるということで、新公共交通の担当課の考えとしては、高校生になったときに、滝川工業高校等の方面の保護者が自送をしなくてすむというメリットがあるものですか

ら、そういう面も踏まえてどうあるべきか、将来あることも考えての案であります。なお、これは報告ということで、保護者の意見も聞きますけれど、教育委員さんもお意見がありましたらこの機会にいただければと思います。砂川市の高校へ行くには、乗合バスが利用できますが、滝川工業高校へ行くのは時間がかかるので、早い時間でないとバスで行くには間に合わないということです。

◎後木事務局長

役場を拠点にスクールバスと中央バスを接続しますので、滝川高校や滝川工業高校に時間に着くためには、スクールバスの発車が早くないと対応できないという内容になっています。

◎久保田教育長

対象家庭が徳富方面に4軒で、ふるさと公園の総進方面が10軒ぐらいの人数で説明会をするということです。

◎近藤委員

一般の方が誰でも乗れる案になっています。やはり安全面というか何か少し不安な部分もあります。多分利用料も取るのですか、一般の人が乗ったときなど。

◎後木事務局長

公共交通の場合は、一般の方は無料ということにはならないと思われま。今も乗合バス料金をいただいています。

◎近藤委員

乗る人が決まってきて顔見知りになってくれば問題ないとは思いますが、こんな人いたかなというような人が乗ってきたりすると、問題がでてこないかという恐れは感じますね。

◎新田委員

決定してないのかもしれませんが、何年後ぐらいからこのようになるという予定なのか。

◎後木事務局長

計画では令和4年の4月から、ですから再来年です。

◎新田委員

すぐですね。もう少し時間が必要かと思います。

◎荒山委員

中央バスの廃止というのはもう決まったことなのですね。

◎後木事務局長

その方向性で検討をしなければならないということです。国、道の補助金がなくなっても運行してほしいとなれば、それは町の持ち出しという形になると思います。



◎荒山委員

協力してやっていかないといけない状況もある。スクールバスに小中学校と乗っていた子が高校になったらどうするか。家庭の負担になるので、そこはやはり全体を考えていくこととなりますね。

◎久保田教育長

議会で前年度各地域での意見を聴取する場で、住民の意見には、スクールバスとの混乗を考えてほしいという意見も議会事務局の公聴委員会でまとめたものがあり、そういった考えもあるようです。

◎荒山委員

スクールバスに一般の人を乗せるというのは、規則上問題なく乗れるのですか。

◎後木事務局長

地域公共交通として、こういう体系でやるということで認可を受けての形になると思います。

◎久保田教育長

実際、浦臼町は行っているようです。

◎新田委員

新しいバス停が出来ていますね。275号線上に、見たことないバス停の色合いでして、その町独自と思っていたのです。今のところスクールバスの人員は、子どもたちが満杯で乗っても全く余裕がある状況ですか。

◎久保田教育長

バスの大きさによって乗車定員決まっているので、問題はなく道内でも行っているところがあります。

◎荒山委員

高齢の方は、免許返納ですとか、交通の不便な場所に住んでいる人などは、自費でタクシーということになる。

◎新田委員

それは、毎回は厳しいですね。今、乗合タクシーは予約制ですが、もしスクールバスに乗るようになった場合、予約制にする案ですか。

◎後木事務局長

手続きについては、まだこれからと思います。基本的には、何時に走るという定時バスのほうが分かりやすいという考えがありますが、乗られる方がどれだけいるのか、例えばそれ以上先に乗ったり降りたりする人がいなければ、ショートカットして回ってくることも可能なので、誰が乗るかという把握はした方が効率的になるとか、効率性や安全性ですとか、先ほど言った子どもたちの負担も考えながら、まとめあげていくとい

うことになると思います。乗られる方の予約や申込みというのは必要になると思います。ただそうすると、急な一般の方はどうするかとか、その考え方もまとめていかなければならない。

◎久保田教育長

例えば徳富方面の、乗合タクシーについて、高校生には助成制度は町であるけれども利用がなかなか進んでいないのが実態です。それはバスと違って狭いものもあり、一般の人と高校生と一緒にタクシーに乗ることに高校生には難がある。その地域公共交通を利用してもらうということで助成をしているのですが、利用はなかなかないのが実態です。

◎後木事務局長

現状は結構親が送って行っているのが実態です。

◎松倉委員

今のところ乗合ワゴンの実績というか、結構利用されている人は多いのですか。

◎後木事務局長

数的にはそれほどではなく、砂川市の病院に行くとか買物に行くとか、そういう方については定期的に乗られていると思います。ただ、それ以外にもタクシーで病院に行かれるという方も結構いらっしゃいますし、いつも混んでいるような状況ということではないと思います。

◎松倉委員

このスクールバスと一緒に乗るとするのは、アイデアとしては悪くはないのですが、やってみただけで利用者がいなかったとなったら寂しい話です。利用しやすい形で進めていただいた方がいいと思います。

◎後木事務局長

町としては効率的なことを考える必要がありますし、スクールバスについても、普段子どもたちが沢山乗っているかと言ったら乗っていない便もあって、空いていて走っているところもあります。ですので、なかなかどういう形がいいのか、町民も子どもたちもお互いに本当にいいものを作るとなるとお金を掛けなければならないという部分がありますので、その辺が効率性と使いやすさと考えなければならないところだと思います。学校統合のときに一度、混乗については試験的にやっているのですが、あまり評価としては良くなかったということです。それはやはり、乗り降りに時間がかかってしまう。一般の方はだいたい高齢者ですので、時間がかかってしまうと、乗る時間が多くなってしまうという部分がありました。そのときには一定の評価もあったと思いますが、時代が変わってきていますし、今回この公共交通も含めて、一緒にどう見直していくかという話ですので、非常に難しいとは思いますが。

◎久保田教育長

一度、7時45分に役場前を経由して、そして小学校及び中学校へ行くとなると、要するに7時45分に間に合わなければならない。役場前がバスターミナル機能になるとそう

なってしまう。

◎近藤委員

徳富方面からは、一度学校通り過ぎて役場まで行ってまだ戻るという形ですね。そうではないと間に合わないということですね。

◎久保田教育長

今後のスケジュールとして、27日に保護者の意見を聞いて、その後のスケジュールはどのような形になるのかまだ決まっていない状況です。

◎後木事務局長

どの段階で、どの団体の意見を徴収していくかということについては、考えながら進めているところですが、今年度中にある程度固めたいという思いはあるようです。来年の1年間は周知期間も含めて、パンフレット作りも必要でして、再来年から運行という流れと考えているようです。

◎久保田教育長

いずれにしましても、後木事務局長も保護者の意見を聞く会議に同席しますので、次の教育委員会で、保護者の意見や委員さんにも意見をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、報告第41号については報告済みということで、よろしくお願いいたします。続きまして、報告第42号令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の9ページになります。内容は別紙のとおりで10ページからになります。表の右から3列目に4月から9月までの利用人数を示しております。また、1番右の列には4月から9月までの使用料を記載しております。この表の網かけの部分が令和2年度の数値となっております。また、その下段には平成30年度と令和元年度との比較を記載しております。1つ1つの施設について、説明は控えさせていただきますが、今年は各施設とも新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少しております。下段にオープン日が記載されているところもございます。また4月と5月につきましては、臨時閉館日を設けたことから、利用者数が大きく減少しているのが実態でございます。6月からは少し回復傾向にそれぞれの施設がなっておりますが、昨年、一昨年の利用状況には戻っていない状況でございます。外出について、まだ控えられている部分があると推察しております。その中で、多少多くなっている部分だけ説明させていただきますが、12ページ、上から4段目のピンネテニスコートは8月、9月の利用が増えております。これにつきましては、今年滝川高校と明苑中学のソフトテニス部の利用が多かったということで、他の施設とは少し違った形で増えている実態となっております。いずれにしましても、本年については間もなくシーズンオフになりますが、年間の利用者数については、大幅に減少となる結果になると考えております。以上、利用状況の概要を申し上げまして、報告第42号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第42号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第42号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第42号令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第15号新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案の17ページになります。まず下段の提案理由を申し上げます。今回の改正は、新十津川町体育協会等の名称変更に伴いまして、所要の改正を行うため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。新旧対照表で説明いたしますので、18、19ページをお開きください。今日、スポーツということばが一般的に認知されまして、2018年の4月には、公益財団法人日本体育協会が日本スポーツ協会に名称変更されております。本町におきましては、本年10月1日に新十津川町体育協会が特定非営利活動法人新十津川町スポーツ協会に名称変更をいたしました。このことによりまして、本規則の第3条第1項第1号及び第9条第2項中の新十津川町体育協会を特定非営利活動法人新十津川町スポーツ協会に改めるものでございます。また別表におきましても、公益財団法人日本体育協会を公益財団法人日本スポーツ協会に、併せて名称変更のありました公益社団法人日本エアロビックフィットネス協会を公益社団法人日本フィットネス協会に改めるものでございます。なお、この規則につきましても、公布の日から施行することとしております。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第15号新十津川町スポーツ指導者等資格登録

料助成金交付規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。私から1点、報告をさせていただきます。西1線南4号の交差点、今年の3月に死亡事故があり、また、中学生が自転車で横断しているときに車と接触して怪我をしたことがあり、その交差点については、数年前からボタン式ではなく定時式にさせていただきたいということを要望しておりました。また、今ほど申し述べました事故等も踏まえて、町長からの緊急要望もいたしまして、来月の2日から、その信号機がボタン式でなく定時式に変更するという事で、滝川警察署より報告を受けました。そのようなことから、教育委員会名で小中学校の保護者に、11月2日から信号機が変更になると周知徹底を文書で図るということについて報告をさせていただきます。そのほか、事務局より提案ございますか。

◎後木事務局長

はい、ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介